

東京都市計画公園の変更（東京都決定）

東京都市計画公園中第5・7・18号明治公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
総合公園	第5・6・18号	明治公園	港区元赤坂二丁目、北青山一丁目、北青山二丁目、 新宿区霞ヶ丘町、大京町、南元町、渋谷区千駄ヶ 谷一丁目及び千駄ヶ谷二丁目各地内	約55.1ha	園路、広場、修景 施設等
	立体的な範囲		新宿区霞ヶ丘町、渋谷区千駄ヶ谷一丁目及び千駄ヶ谷二丁目各地内の立体的 な範囲（面積約1.5haを対象）		

「区域は、計画図表示のとおり」

理由 公園まちづくり制度を活用し公園整備とまちづくりを両立することで、スポーツを核とした公園の再編と防災性を高めるまちづくりを図るため、上記のとおり公園を変更する。

新 旧 対 照 表

種別	新旧	名 称		位 置	面 積	摘 要
		番 号	公 園 名			
総合公園	新	第5・6・18号	明治公園	港区元赤坂二丁目、北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町、大京町、南元町、渋谷区千駄ヶ谷一丁目及び千駄ヶ谷二丁目各地内	約55.1ha	名称、位置、区域及び面積の変更
	旧	第5・7・18号		港区元赤坂二丁目、北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町、大京町、南元町、渋谷区千駄ヶ谷一丁目及び千駄ヶ谷二丁目各地内	約58.5ha	
	立体的な範囲			新宿区霞ヶ丘町、渋谷区千駄ヶ谷一丁目及び千駄ヶ谷二丁目各地内の立体的な範囲（面積約1.5haを対象）		

変 更 概 要

名 称	変 更 事 項	
第5・6・18号 明治公園	1 名称の変更	第5・7・18号明治公園 → 第5・6・18号明治公園
	2 位置の変更	港区元赤坂二丁目、北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町、大京町、南元町、渋谷区千駄ヶ谷一丁目及び千駄ヶ谷二丁目各地内 → 港区元赤坂二丁目、北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町、大京町、南元町、渋谷区千駄ヶ谷一丁目及び千駄ヶ谷二丁目各地内
	3 区域の変更	計画図表示のとおり
	4 面積の変更	約58.5ha → 約55.1ha 面積変更の内訳 削除区域 約3.4ha（港区北青山二丁目及び新宿区霞ヶ丘町地内）

東京都市計画公園総括図 第5・6・18号明治公園

縮尺二万分の一

新宿区凡例

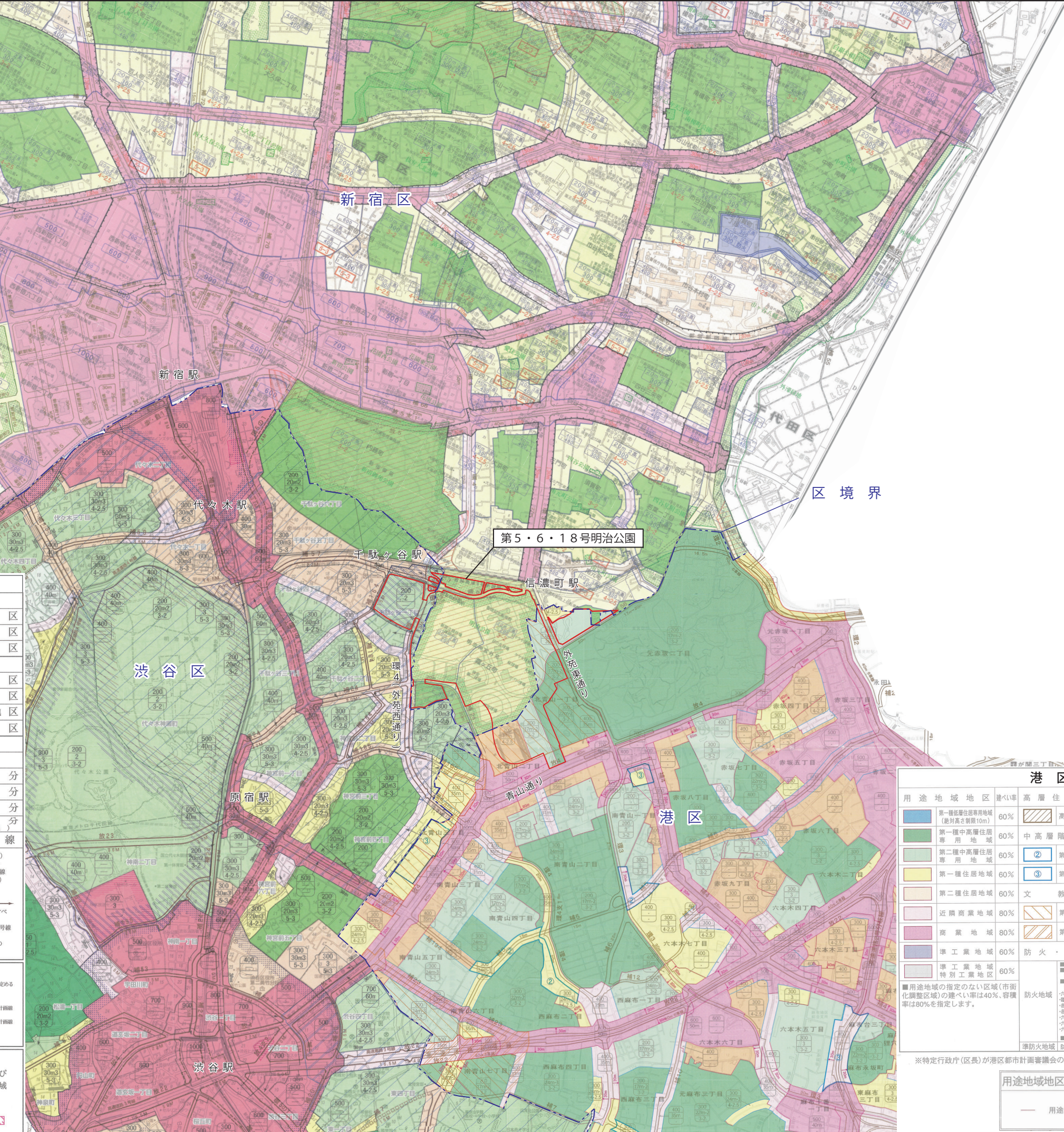
用途地域	建蔽率	図中数値の見方
第一種低層住居専用地域 (高さの限度10m)	50・60	第一種低層住居専用地域の建蔽率は「50」と特記がある場合は50%、特記のない場合は60%です。
第一種中高層住居専用地域	60	
第二種中高層住居専用地域	60	防火地域又は準防火地域 容積率が400%以上の全区域と300%の一部区域(図中で「防火」と特記がある区域)は防火地域に指定されています。その他の区域は準防火地域に指定されています。 注 建蔽率の限度は防火地域内の耐火建築物又は角地の建築物の場合には各々10%ずつ緩和されることがあります。 容積率の限度は前面道路の幅員が12m未満の場合、その道路幅(メートル)に住居系地域では4/10、その他の地域では6/10を乗じた数値が指定容積率より低い場合にはその数値が容積率の限度になります。
第一種住居地域	60	
第二種住居地域	60	
近隣商業地域	80	
商業地域	80	
準工業地域	60	
準工業地域地区	60	
特別工業地域	60	

特別用途地区	
第一種文教地区	第二種文教地区

中高層住居専用地域	区分	第一種	第二種	第四種	第五種
指定容積率(%)		300%以下	400%	500%	600%以上

高度地区	日影規制時間
1高: 第1種高度地区	3-2
20m1高: 20m第1種高度地区	
2高: 第2種高度地区	4-2.5
20m2高: 20m第2種高度地区	
30m2高: 30m第2種高度地区	5-3
30m3高: 30m第3種高度地区	
20m3高: 20m第3種高度地区	3-2
30m3高: 30m第3種高度地区	
40m3高: 40m第3種高度地区	4-2.5
20m: 20m高度地区	
30m: 30m高度地区	4-2.5
40m: 40m高度地区	
50m: 50m高度地区	5-3
60m: 60m高度地区	

都市施設	
都市計画公園・緑地	都市計画道路 上:名称 下:幅員



渋谷区凡例

＜地域地区＞	
●用途地域	建ぺい率
第一種低層住居専用地域	60%
第二種低層住居専用地域	60%
第一種中高層住居専用地域	60%
第二種中高層住居専用地域	60%
第一種住居地域	60%
第二種住居地域	60%
準住居地域	60%
近隣商業地域	80%
商業地域	80%
準工業地域	60%

●特別用途地区	
特工	特別工業地区
	第一種文教地区
	第二種文教地区

●その他	
	第一種風致地区
	第二種風致地区
	特別緑地保全地区
	駐車場整備地区

＜都市計画施設＞	
完了部分	事業決定部分
計画決定部分	廃止部分
見直し候補路線	

●都市計画道路	
完了部分	事業決定部分
計画決定部分	廃止部分
見直し候補路線	

●容積率・高度地区・日影規制	
容積率を示す(%)	高度地区を示す
300 30m3 4-2.5	高度地区凡例
	○△高度地区
	○△高度地区
	△高度地区
	△高度地区
	日影規制時間を示す
	※規制される日影時間は、敷地境界線から5mをこえ10mの範囲より10mをこえる範囲の2倍です。また日影の測定は、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域で平均地盤面より1.5mの高さ、その他の地域ではすべて4mです。

●最低限高度地区	
	※建築物の高さを7m以上としなければなりません。

●防火・準防火・新防火地域	
防火地域	容積率400%以上の区域及び
準防火地域	上記以外の渋谷区全域
新たな防火規制区域(新防火地域)	

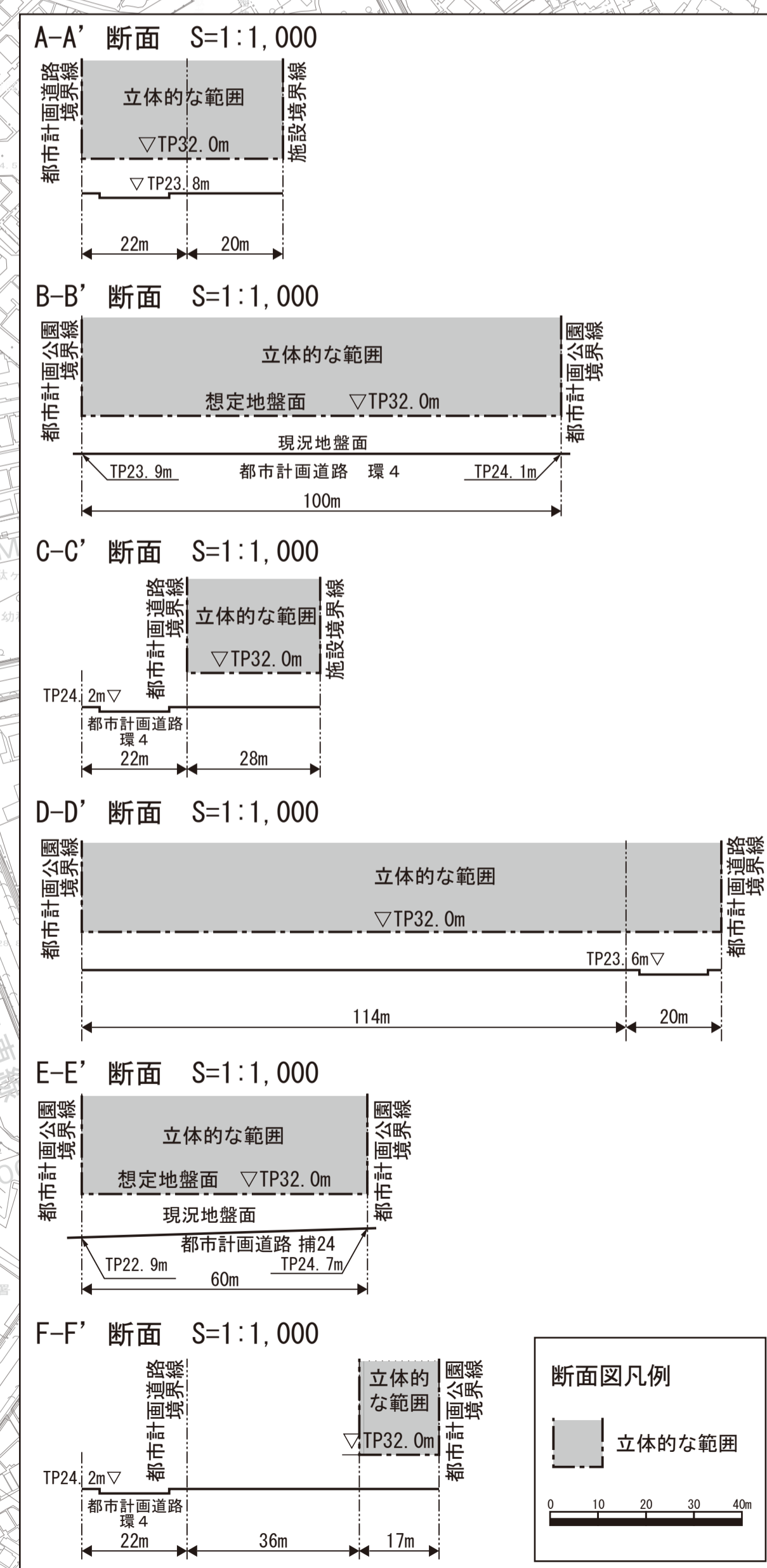
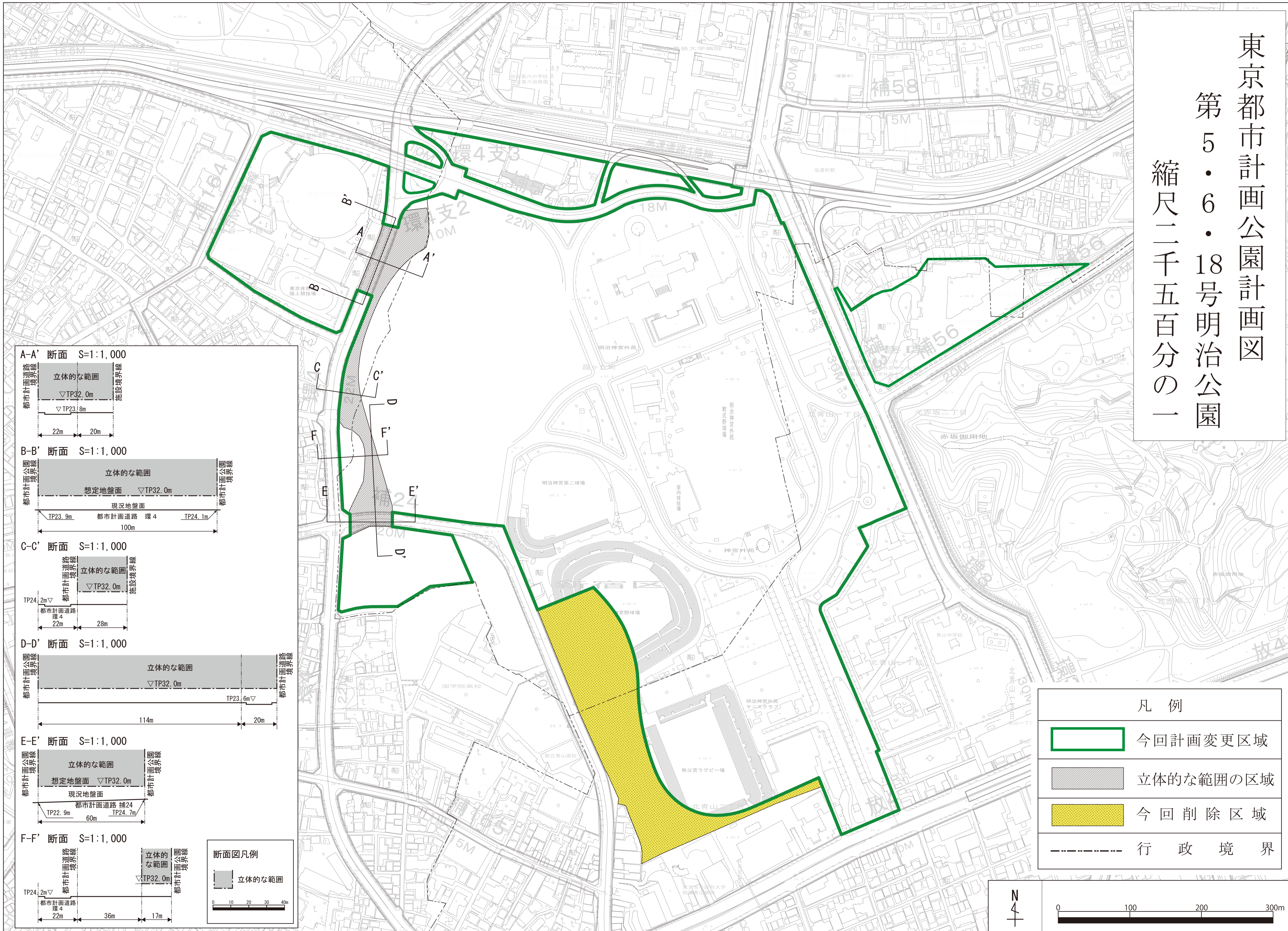
港区凡例

用途地域地区	建ぺい率	高層住居誘導地区	容積率・高度地区・日影規制値
第一種低層住居専用地域 (絶対高さ制限10m)	60%	高層住居誘導地区	容積率(%) ○△=絶対高さ ○△=絶対高さ 1=第一種高度地区 2=第二種高度地区 3=第三種高度地区 日影規制時間(時間) 敷地境界線から10メートルを超え10メートル以内の範囲で規制される日影時間 敷地境界線から5メートルを超え10メートル以内の範囲で規制される日影時間
第一種中高層住居専用地域	60%	中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	60%	第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	60%	第三種中高層住居専用地域	
第二種住居地域	60%	文教地区	
近隣商業地域	80%	第一種文教地区	
商業地域	80%	第二種文教地区	
準工業地域	60%	防火・準防火地域	日影規制値の測定面 4.0m ただし第一種低層住居専用地域は、1.5m 都市計画道路 線1 線2 線3 線4 線5 線6 線7 線8 線9 線10 線11 線12 線13 線14 線15 線16 線17 線18 線19 線20 線21 線22 線23 線24 線25 線26 線27 線28 線29 線30 線31 線32 線33 線34 線35 線36 線37 線38 線39 線40 線41 線42 線43 線44 線45 線46 線47 線48 線49 線50 線51 線52 線53 線54 線55 線56 線57 線58 線59 線60 線61 線62 線63 線64 線65 線66 線67 線68 線69 線70 線71 線72 線73 線74 線75 線76 線77 線78 線79 線80 線81 線82 線83 線84 線85 線86 線87 線88 線89 線90 線91 線92 線93 線94 線95 線96 線97 線98 線99 線100
準工業地域地区	60%	防火地域	容積率400%以上の区域 都市計画公園内の一部の区域 以下の地区計画内の地区計画が変更されている区域 六本木一丁目地区 六本木二丁目地区 六本木三丁目地区 六本木四丁目地区 六本木五丁目地区 六本木六丁目地区 六本木七丁目地区 六本木八丁目地区 六本木九丁目地区 六本木十丁目地区 六本木十一丁目地区 六本木十二丁目地区 六本木十三丁目地区 六本木十四丁目地区 六本木十五丁目地区 六本木十六丁目地区 六本木十七丁目地区 六本木十八丁目地区 六本木十九丁目地区 六本木二十丁目地区 六本木二十一丁目地区 六本木二十二丁目地区 六本木二十三丁目地区 六本木二十四丁目地区 六本木二十五丁目地区 六本木二十六丁目地区 六本木二十七丁目地区 六本木二十八丁目地区 六本木二十九丁目地区 六本木三十丁目地区 六本木三十一丁目地区 六本木三十二丁目地区 六本木三十三丁目地区 六本木三十四丁目地区 六本木三十五丁目地区 六本木三十六丁目地区 六本木三十七丁目地区 六本木三十八丁目地区 六本木三十九丁目地区 六本木四十丁目地区 六本木四十一丁目地区 六本木四十二丁目地区 六本木四十三丁目地区 六本木四十四丁目地区 六本木四十五丁目地区 六本木四十六丁目地区 六本木四十七丁目地区 六本木四十八丁目地区 六本木四十九丁目地区 六本木五十丁目地区 六本木五十一丁目地区 六本木五十二丁目地区 六本木五十三丁目地区 六本木五十四丁目地区 六本木五十五丁目地区 六本木五十六丁目地区 六本木五十七丁目地区 六本木五十八丁目地区 六本木五十九丁目地区 六本木六十丁目地区 六本木六十一丁目地区 六本木六十二丁目地区 六本木六十三丁目地区 六本木六十四丁目地区 六本木六十五丁目地区 六本木六十六丁目地区 六本木六十七丁目地区 六本木六十八丁目地区 六本木六十九丁目地区 六本木七十丁目地区 六本木七十一丁目地区 六本木七十二丁目地区 六本木七十三丁目地区 六本木七十四丁目地区 六本木七十五丁目地区 六本木七十六丁目地区 六本木七十七丁目地区 六本木七十八丁目地区 六本木七十九丁目地区 六本木八十丁目地区 六本木八十一丁目地区 六本木八十二丁目地区 六本木八十三丁目地区 六本木八十四丁目地区 六本木八十五丁目地区 六本木八十六丁目地区 六本木八十七丁目地区 六本木八十八丁目地区 六本木八十九丁目地区 六本木九十丁目地区 六本木九十一丁目地区 六本木九十二丁目地区 六本木九十三丁目地区 六本木九十四丁目地区 六本木九十五丁目地区 六本木九十六丁目地区 六本木九十七丁目地区 六本木九十八丁目地区 六本木九十九丁目地区 六本木百丁目地区
準工業地域	60%	準防火地域	

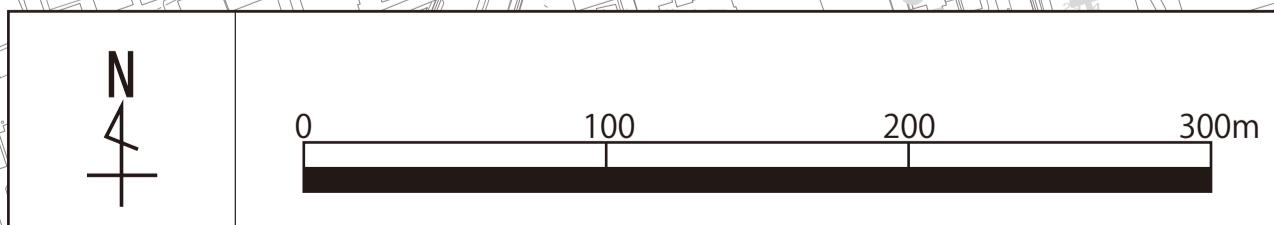
●用途地域地区等境界線	
用途地域境界線	幅20m路線式用途地域等境界線
	その他の路線式用途地域等境界線

※特定行政庁(区長)が港区都市計画審議会の議を経て指定した事項については、裏面をご覧ください。

東京都市計画公園計画図 第5・6・18号明治公園 縮尺二千五百分の一



凡例	
	今回計画変更区域
	立体的な範囲の区域
	今回削除区域
	行政境界



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基交第904号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）31都市基街第256号、令和2年1月23日

東京都市計画公園実測図

第5・6・18号明治公園

縮尺五千分の一

【今回計画変更区域(区域F)】
 ※下記の記号を囲む範囲
 ハ 都市計画道路境界
 ヒ 都市計画道路境界
 フ 都市計画道路境界
 ヘ 都市計画道路境界
 ホ 都市計画道路境界

【今回計画変更区域(区域G)】
 マミ 議定線
 ミ-ム-メ-マ 都市計画道路境界

面積集計表
 【今回計画変更区域】

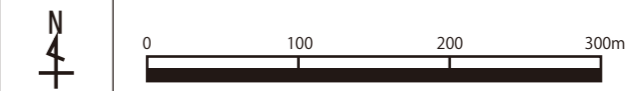
(区域A)	46,099㎡
(区域B)	2,233㎡
(区域C)	436,144㎡
(区域D)	1,332㎡
(区域E)	16,106㎡
(区域F)	20,697㎡
(区域G)	28,692㎡
面積計	551,303㎡≒55.1ha

【今回削除区域】
 キ-ク-ケ-a-b
 33,744㎡

- 【今回計画変更区域(区域A)】
 ア-イ-ナ-ニ 都市計画道路境界
 ニ-ア 現況道路境界(内)
- 【今回計画変更区域(区域B)】
 イ-ウ 道路横断線
 (ト-ナから100m)
 ウ-ト 都市計画道路境界
 道路横断線
 ト-ナ (交差点1の中心から74m)
 ナ-イ 都市計画道路境界
- 【今回計画変更区域(区域C)】
 ウ-エ 都市計画道路境界
 エ-オ 現況道路境界(内)
 オ-カ 都市計画道路境界
 カ-キ 現況道路境界(外)
 キ-ク 筆界
 ク-ケ 地区整備計画の地区区分
 境界
 ケ-コ-チ-ツ-テ-ト-ウ
 都市計画道路境界
- 【今回計画変更区域(区域D)】
 チ-コ 都市計画道路境界
 コ-サ 道路横断線
 (タ-チから60m)
 サ-タ 都市計画道路境界
 タ-チ 道路横断線
 (交差点2の中心から20m)
- 【今回計画変更区域(区域E)】
 サ-シ 都市計画道路境界
 シ-ス 現況敷地境界
 ス-セ 地区施設
 セ-ソ 現況道路境界(内)
 ソ-タ 都市計画道路境界
 タ-サ 都市計画道路境界

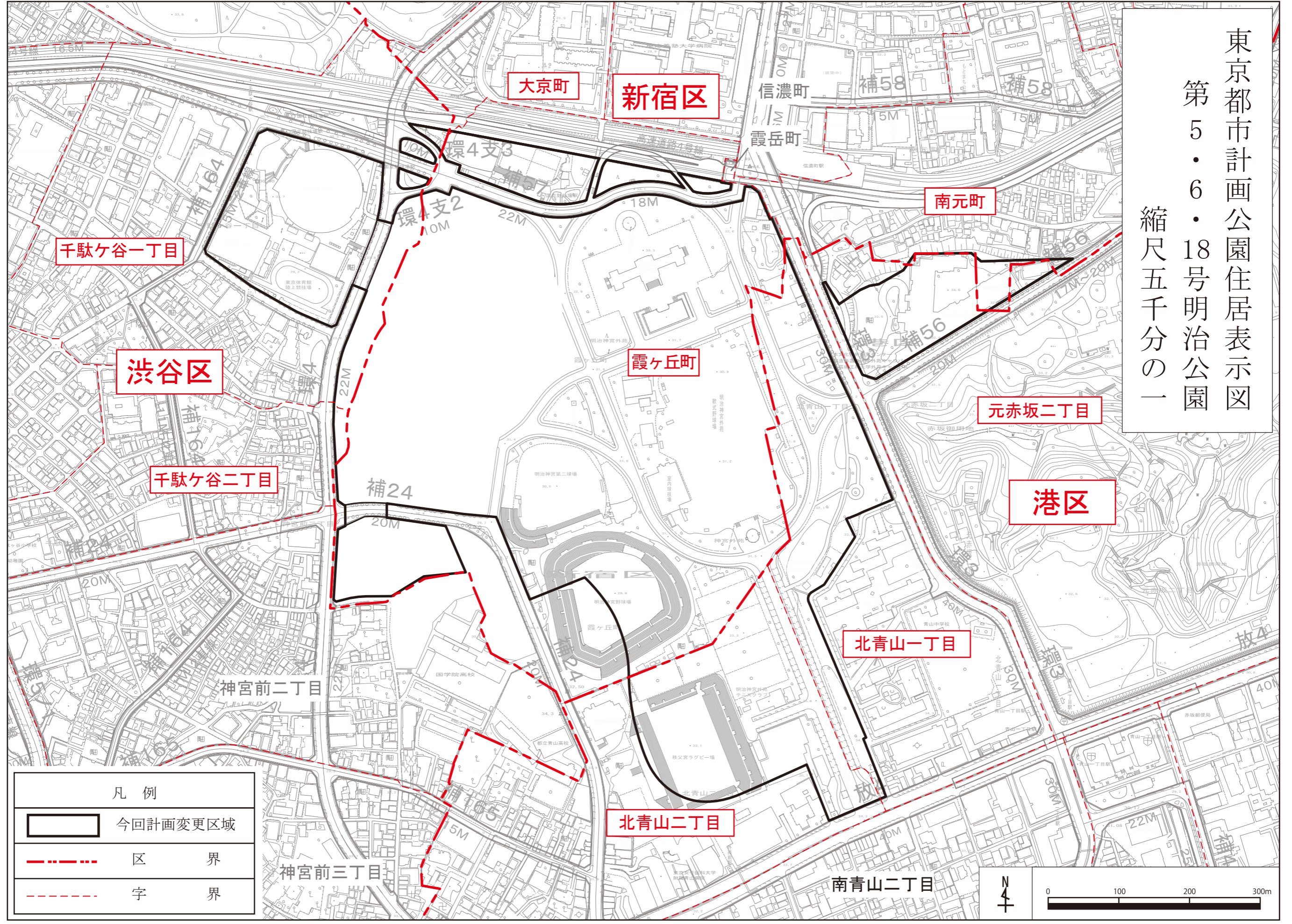
凡例

- 今回計画変更区域
- 立体的な範囲の区域
- 今回削除区域
- 行政境界



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基第904号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)31都市基街都第256号、令和2年1月23日

東京都市計画公園住居表示図
 第5・6・18号明治公園
 縮尺五千分の一



凡 例	
	今回計画変更区域
	区 界
	字 界

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2，500）を使用（31都市基交第904号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）31都市基街都第256号、令和2年1月23日

東京都市計画公園平面計画図
 第5・6・18号明治公園
 縮尺五千分の一



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2，500）を使用（31都市基交第904号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）31都市基街都第256号、令和2年1月23日